

第7期 「長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画」の策定について

1. 計画の性格

- 老人福祉法(第20条の9)及び介護保険法(第118条)に基づく計画
- 「長崎県老人福祉計画」は、長崎県介護保険事業支援計画を包含する高齢者に関する政策全般にわたる実務計画
- 各市町が策定する「老人福祉計画」及び「介護保険事業計画」の達成に資するため、各市町が推進する高齢者福祉サービス提供及び要支援・要介護者のための介護サービス基盤の整備に対する広域的な観点からの支援・調整を行う計画

2. 計画期間

平成30～32年度

3. 計画策定の体制

- ・福祉保健審議会高齢者専門分科会における検証と協議(H29.7月～H30.3月)
- ・市町介護保険担当課長会議、離島サービス確保検討委員会等による市町との連携
- ・庁内高齢者対策連絡調整会議における高齢者施策の検討

4. 策定に向けたスケジュール

- ・平成29年 6月議会 部長説明
- ・平成29年11月議会 素案報告(報告後パブリックコメント実施)
- ・平成30年 2月議会 計画案報告
- ・平成30年 3月 計画公表

5. 策定にあたって特に考慮すべき事項

(1) 中長期的な視野に立った施策の展開

現計画と同様に計画期間内(平成30年度～平成32年度)だけでなく、団塊の世代が75歳以上となる平成37年のサービス・給付・保険料の水準を推計し、これらを見据えた施策の検討を行う必要がある。

また、全国よりも早く高齢化が進む本県においては、国が目標とする平成37年よりもできるだけ早期に、県内全域で地域包括ケアシステムを実施することが求められているため、システム構築に向けた市町の取り組みを県としても強力に支援していく必要がある。

(2) 地域医療構想との整合

平成28年11月に県が策定した長崎県地域医療構想においては、県全体で見ると2025年には、慢性期の入院から、介護施設や高齢者住宅なども含め在宅医療等へ約6,500人の移行が見込まれており、第7期長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画からは、新たにこの地域医療構想との整合性を保った計画を策定する必要がある。

そのためには、従来計画でも見込んできた介護需要の伸びに加え、地域医療構想に基づき在宅医療へ移行することで新たに必要となる介護サービス量を見込む必要があるが、地域医療構想が10年後の圏域ごとの見込みである一方、介護保険事業支援計画は3年間かつ市町単位で見込む必要がある。

さらに本年5月に介護保険法が改正され、療養病床の廃止期限が延長されるとともに、介護医療院が創設(制度詳細は今後制定)されたため、療養病床をもつ医療機関の新たな施設類型への移行予定も勘案する必要がある。